農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年8月5日

越前市長 山田 賢一

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 赤坂町
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 令和4年8月3日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況 中心経営体数

個人: 3経営体 法人: 3経営体

※協議の結果、個人1経営体を新たに追加

- 4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか担い手は十分確保されている。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6. 今後の地域農業のあり方

法人 A が大麦を受託していたが、水稲も受託する予定であり、農地集積を図る。 個人 A を中心経営体とし、園芸振興を図る。